

発議案第6号

非核三原則の堅持を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

令和8年6月17日 提出

提出者 南部町議会議員 加藤 学
同 同 井原 啓明

南部町議会議長 景山 浩 様

別紙

非核三原則の堅持を求める意見書（案）

非核三原則は、核兵器を「持たず、作らず、持ち込ませず」とした、日本の国是であるとともに、平和憲法を持つ唯一の戦争被爆国としての国際公約でもある。広島、長崎の原爆被害を知る日本国民は核兵器の廃絶を心から願っている。

日本世論調査会が2025年8月に行った世論調査でも80%が非核三原則は堅持すべきと回答している。自治体においても県内すべての市町村から平和宣言が発出されており、これらの宣言の中では「非核三原則の完全実施」「核兵器の廃絶を世界に向かって訴えていく決意」が高らかに謳われている。これらは国民の総意でもある。

現在、安全保障関連3文書の改訂に向けた議論が与党内で起こっており、これに伴い非核三原則の見直しを求める声が上がっていることに国民は大きな危惧を抱いている。核兵器を取り巻く国際情勢が一層厳しさを増す今日だからこそ、非核三原則はわが国や地域の安定を築く基盤として今後も確実に堅持されるべきものでなければならない。

唯一の戦争被爆国であるわが国は、核兵器による悲惨な状況を繰り返さないために、被爆の実相を世界に伝え、自らが非核三原則を遵守し、核兵器廃絶に向けた普段の努力を続けていく使命がある。

よって、政府においては国是として非核三原則を堅持することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年6月17日

鳥取県西伯郡南部町議会

【提出先】 内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、衆議院議長、参議院議長